

本事業は、令和2年度予算の成立が前提となるものです

令和2年度 日進市 市民自治活動推進補助金 募集要項

本制度では、市民主体の自治の実現を目指し、協働のまちづくりを推進する事業の提案を募集します。みなさまのご応募をお待ちしております。

応募受付期間

令和2年2月10日（月）～3月6日（金）

日進市 市民生活部 市民協働課

電話 0561-73-3194 FAX 0561-72-4603

Mail kyoudou@city.nisshin.lg.jp

令和2年度市民自治活動推進補助金 スケジュール

応募期間 令和2年2月10日（月）～3月6日（金）

補助金事業企画書の受付（市民協働課）

説明会

令和2年2月8日（土）

令和元年度事業の成果報告会及び令和2年度事業の説明会

相談

2月10日（月）～3月6日（金）

随時にぎわい交流館のスタッフが相談に応じます。

申請前には、必ず一度ご相談ください。

応募締切

3月6日（金）

書類審査（スタート支援補助金及びステップ支援補助金）

公開審査会

3月22日（日）

公開ヒアリング審査（ステップ支援補助金のみ）

結果通知

3月下旬

審査結果の通知（市）

事業内容の協議（市、団体）

補助金交付申請（団体）

補助金交付決定の通知（市）

事業の実施（令和3年2月26日（金）まで）

事業完了後の手続き

事業実績報告書等の提出（団体）

※事業完了後15日以内

補助金交付確定の通知（市）

補助金請求書の提出（団体）

補助金の支払い（市）

成果報告会

令和3年2月

目次

1	目的	3
2	募集内容	3
	(1)対象団体	3
	(2)対象事業	3
	(3)市が支援できる事項	4
3	補助金の概要	4
4	交付予定事業数	5
5	申請方法	5
	(1)申請受付期間及び提出方法	5
	(2)申請に必要な書類	5
6	説明会	6
7	事前相談	6
8	審査	7
	(1)日程等	7
	(2)審査基準	7
9	審査結果	7
10	事業実績報告、補助金の交付	7
	(1)事業実績報告書	7
	(2)補助金の交付について	8
	(3)補助金の交付取り消し・返還	8
	(4)成果報告会	8
11	わいわいフェスティバルの場の活用	8
12	その他	8
	市として特に依頼したい事業	9

1 目的

本市では、市民主体の自治の実現を目指すため、「日進市市民参加及び市民自治活動条例」に基づく市民参加ならびに市民自治活動¹を実施するコミュニティ²への支援及び協働を推進しています。

本補助金は、コミュニティの自立と市民自治活動の活性化及び地域の課題解決を促し、市の執行機関³との協働によるまちづくりを推進することを目的に交付するものです。

2 募集内容

(1) 対象団体

にぎわい交流館の登録団体（市民参加条例第23条に定める団体）

※団体登録の方法はにぎわい交流館にご相談ください。

(2) 対象事業

対象団体が日進市内で行う事業で、次の①から④のいずれかに該当する事業

①広く市民を対象として実施される事業

②地域課題、行政課題、社会課題の解決につながる事業

③市民活動団体や市民のつながりを生む事業

④E S D⁴の推進に関する事業

※特に、市の主要施策の推進に関する事業やその課題解決（P.9 市として特に提案を依頼したい事業）に寄与する事業の提案を希望します。

次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- ・国、地方公共団体、公共的団体又は民間団体から他制度による補助、助成又は委託を受けている事業または受けることとなる事業
- ・事業の主たる活動が市外で実施される事業
- ・宗教活動、政治活動又は営利活動を目的とした事業
- ・その他市長が適当でないと認めた事業

※関係法規の遵守に関する事項

事業の申請、実施等においては、次の法規を遵守しなければならない。

日進市にぎわい交流館条例（平成17年日進市条例第21号）その他関連する条例等

1 市民自治活動：市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動をいいます。（自治基本条例 第3条）

2 コミュニティ：住民自治組織など、地域の課題解決を目的に地縁で結びついて活動を行う集団のほか、NPOなど福祉や環境などの分野（テーマ）で結びついて活動を行う集団の両方が含まれます。（自治基本条例 第3条）

3 市の執行機関：市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。（市民参加条例 第2条）

4 E S D：持続可能な社会づくりの担い手を育む市民自治活動等をいいます。

(3) 市が支援できる事項

- ①事業実施に必要な日進市の公共施設の先行予約（ただし、使用料は団体負担）
- ②公共施設へのチラシ及びポスターの設置依頼
- ③広報にっしん、市ホームページ及び市民向け配信メール（約 5,200 世帯登録）での参加者募集や事業の周知
7月～9月頃に実施する児童・親子向け事業については、事務局が各課の事業を取りまとめ、集約したチラシを作成し、7月上旬頃に小学校等で配布します。
- ④資材（パソコン、プロジェクター等）の貸し出し
- ⑤協働相手の紹介・仲介
事業実施に伴い、ふさわしい協働相手（大学、区・自治会、NPO、企業 CSR 等）の紹介・仲介をします。
- ⑥その他必要な事項については応相談

3 補助金の概要

補助金の種類	スタート支援補助金	ステップ支援補助金
補助金の目的	設立後5年以内かつ過去にステップ支援補助金の交付及び本市からの委託を受けていない市民活動団体が行う事業に対し交付する。	市民活動団体が行う事業に対し交付する。ただし、過去に本市からの委託を受けたことがある市民活動団体については、委託を受けた事業と同一の事業である場合は対象としない。
補助限度額	2万円	5万円(※1)
補助率	補助対象経費×100%	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 賃金、アルバイト代など ・謝礼 講演会の講師等へ依頼した際の謝礼 ・旅費 講師等の交通費など ・消耗品費 事務用品、材料、資材、熱中症予防グッズ（飲み物含む）の購入費など ・印刷製本費 チラシ・ポスター等の印刷費 ・役務費 通訳・翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料など ・使用料及び賃借料 施設使用料、物品の賃借料、通行料金など ・その他 その他市長が必要と認める経費 	
交付回数	同一の市民活動団体について2回までとする。	同一の市民活動団体の同一事業について2回までとする。
その他	交付する補助金の額は千円単位とし、補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てることとする。	

(※1) ステップ支援補助金の補助限度額について、特に、市の施策推進への貢献度が高く、かつ、成果が市民・地域に広く還元される事業については、別途、3万円を限度に補助対象経費として審査します。

<補助対象経費に含まれない経費>

- ・事業の実施に直接関係のない経費
例：事務所の家賃や光熱水費、会員の親睦会費、定期会報の発行費用 など
- ・本来、参加者個人が負担すべき経費
例：終了後、個人の所有となる教材費、材料費、食事代 など
- ・食糧費（会議時のお茶代、外部の講師等に対するものは除く）

補助対象経費及び補助金額については、審査結果を踏まえ事業詳細の調整を行った上で決定します。

4 交付予定事業数

審査結果の優れた事業から順に、スタート支援補助金5事業程度、ステップ支援補助金12事業程度とし、予算の範囲内で交付決定します。交付予定事業は、令和2年度予算総額内での決定となるため、申請していただいた金額を下回って交付することもあります。

なお、ステップ支援補助金の交付決定の際には、本市が推進する事業対象13分野（福祉、健康、食育、子育て・子ども、環境、防犯・防災、人権・男女共同参画、平和、文化・芸術、国際理解、スポーツ、技術・産業、まつり・観光）のバランスを考慮した上で決定します。

5 申請方法

(1) 申請受付期間及び提出方法

期間	令和2年2月10日（月）から3月6日（金）まで
時間	午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く）
場所	市民協働課（日進市役所本庁舎2階）
方法	直接持参（郵送不可）
部数	1部（片面印刷）、クリップ止め ※ホチキス止めはしないでください。

(2) 申請に必要な書類

申請に必要な書類は、次表のとおりです。市ホームページやにぎわい交流館ホームページからダウンロードできます。

補助金の種類	スタート支援補助金	ステップ支援補助金
申請に必要な書類	①日進市市民自治活動推進補助金事業企画書 ②事業計画書 (スタート支援補助金) (様式-02) ③団体概要書及び収支予算書 (スタート支援補助金) (様式-05)	①日進市市民自治活動推進補助金事業企画書 ②事業計画書 (ステップ支援補助金) (様式-01) ※A4たて型、4ページまで ③収支予算書 (ステップ支援補助金) (様式-03) ④団体概要書 (ステップ支援補助金) (様式-04)

<留意事項>

- ・事業の周知については、市の広報・PLAN・ホームページ等を活用することができますので、ご相談ください。また、夏休み期間中に市内小中学生を対象とする事業については、市が一括して募集告知をします。チラシ作成費等について最小限に抑え、補助金の有効活用をお願いします。
- ・事業の内容に応じて、救急(けが、急病、事故等)対策・安全対策が必要な場合は、記載してください。
- ・市のまつりや運動会等の日(子どもを対象とする事業を行う場合)等市の事業等と重ならないように事業計画を立ててください。イベント会場で事業を行う場合は、ご相談ください。

(参考) 令和2年度日進市イベント日程(予定)

岩崎城春まつり：4月5日(日)、わいわいフェスティバル：7月4日(土)、
夢まつり：9月20日(日)、市民まつり：11月15日(日)

6 説明会

市民自治活動推進補助金事業の説明会を開催します。

併せて、令和元年度事業の成果報告会を実施します。

日時	令和2年2月8日(土) 午前9時30分から(2時間程度)
場所	日進市役所南庁舎(2階第5会議室)
内容	令和元年度事業成果報告会、令和2年度事業説明会

7 事前相談

今回の提案募集に関して、にぎわい交流館のスタッフが相談に応じますので、ぜひご相談ください。

期間	令和2年2月10日(月)から3月6日(金)まで
時間	午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)
場所	にぎわい交流館
内容	事業計画書や収支予算書の記入方法等の相談

8 審査

(1) 日程等

内容	書類審査	公開ヒアリング審査
日時	令和2年3月中旬	令和2年3月22日(日)
対象	①スタート支援補助金 ②ステップ支援補助金	②ステップ支援補助金のみ
場所	日進市役所会議室	日進市役所南庁舎第5会議室

(2) 審査基準

①スタート支援補助金

審査項目	内容
(ア) 公共性	地域に貢献するものである。
(イ) 実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュール等から事業遂行能力が認められる。
(ウ) 継続性・発展性	事業実施後の活動の継続性・発展性が見込まれる。団体の活動強化・継続性が期待できる。

②ステップ支援補助金

審査項目	内容
(ア) 公共性	事業が地域・社会課題の解決や市の施策推進に寄与するものである。
(イ) 実現可能性	実施体制、事業計画、資金計画、スケジュール等から事業遂行能力が認められる。
(ウ) 継続性・発展性	事業実施後の活動の継続性・発展性が見込まれる。団体の活動強化・継続性が期待できる。
(エ) 独創性	事業内容に市民活動団体の特徴を活かした工夫がある。
(オ) 効率性・有効性	効果的な手法である。事業対象に対して適切なコストである。

※基本分である補助限度額5万円の審査の結果後、特に、市の施策推進への貢献度が高く、かつ、成果が市民・地域に広く還元される事業(P.9「市として特に依頼したい事業」を参照してください)については、補助限度額を超える補助対象経費を加算の対象となるかの審査を行います。なお、加算額は予算の範囲内で3万円を限度額とします。

※基本分を申請せず加算分のみを申請された団体は、加算審査結果が否だった場合自動的に結果は不採択となります。

9 審査結果

令和2年3月下旬に、全申請団体へ書面により通知します。

事業が採択された場合、審査結果を踏まえ、補助対象経費及び補助金額について事業詳細の調整を行った上で決定します。

10 事業実績報告、補助金の交付

(1) 事業実績報告書(※スタート支援・ステップ支援共通)

事業完了後15日以内に次の書類を市民協働課へ提出してください。

- ①補助対象事業実績報告書（日進市市民自治活動推進補助金交付要綱 第5号様式）
- ②収支決算書（様式-06）
- ③事業の記録（事業の開催を周知したチラシや活動の写真等）
- ④その他市長が必要と認める資料

※領収書の写し等については、提出する必要はありません。適正に保管してください。

（2）補助金の交付について

実績報告書等の内容を審査し、補助金交付確定通知書を送付します。その後、市民協働課に補助金請求書（指定様式）を提出していただきます。請求書の提出後、1月以内に補助金を交付します。

（3）補助金の交付取り消し・返還

次のいずれかに当てはまるときは、補助金の全部もしくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還をしていただくことがあります。

- ①虚偽の申請をしたとき
- ②補助金の運用又は補助対象事業の実施方法が不相当と認められるとき

（4）成果報告会

事業の成果を広く市民の方に知っていただくとともに、今後の協働事業の参考となるよう、成果報告会（令和3年2月を予定）において、発表をお願いすることがあります。

11 わいわいフェスティバルの場の活用

令和2年7月4日（土）に開催予定の「わいわいフェスティバル」は、市内で活動する市民活動団体や学生団体等が一堂に会するイベントです。フェスティバル内で補助対象事業の周知や進捗報告を行うことで他団体との連携や新規人材の獲得など新たなつながりがうまれる可能性があります。積極的な参加をお願いします。

12 その他

- ①提出書類の作成及び提出等に必要な費用は申請団体の負担となります。
- ②提出された書類は返却することができません。
- ③領収書等の管理保存等、事業実施にかかる会計事務については適切な取り扱いをお願いします。
- ④提出された書類等については、個人情報その他非公開情報を除き、公開します。

市として特に依頼したい事業

(1) 区、自治会、子ども会、老人クラブ等地縁組織との協働事業

※区、自治会等の地縁組織へは、市民協働課がつなぎます。

(2) 市の主要施策の推進に関する事業（第5次日進市総合計画から）及びその課題解決に寄与する事業、ESDの推進に関する事業 ※ESD：持続可能な社会づくりの担い手を育むこと

- 1) 子育て・健康長寿を支えるまちづくり
- 2) 安全・安心で、自然と共生した暮らしの実現
- 3) 快適で利便性の高い持続可能な都市づくり
- 4) 暮らしを支える産業の振興
- 5) 次代を担う人を育み、生涯学び続けられる環境づくり
- 6) 市民自治力と行政経営の向上

※優先的に提案をお願いしたい内容については、下記事項となります。

事業名	目的	内容
1 日進市自治基本条例啓発事業 (企画政策課 犬飼)	自治基本条例の趣旨である「市民主体の自治」をさらに推進する。	条例の理念や内容を広く市民に伝える取組み（市のイベント・祭りの活用も可）
2 日進市シンボルマーク啓発事業 (企画政策課 犬飼)	市制施行20周年を記念して制作した日進市シンボルマークの認知度をあげ、市民のまちへの愛着と誇りを高める。	催事以外に、啓発品の企画等も希望
3 オープンデータ化の推進事業 (企画政策課 浅井)	公共データの公開による行政の透明性の確保、利便性の向上、地域活性化を目指す。	技術的助言、イベント・セミナー、勉強会等
4 ヘルピーウォーキングマップ・にしん健康の道啓発ちらし作成事業 (健康課 川田)	ヘルピーウォーキングマップおよびにしん健康の道をPRするためのちらし作成する。	ウォーキングコース(全8コース)をPRするチラシを作成する。 市内各地域に回覧予定。
5 ヘルピーウォーキングマップ・にしん健康の道マップの作成 (健康課 川田)	ウォーキングコース(全8コース)マップの更新分デザイン作成及び印刷をする。	ウォーキングコースのマップのうち当初作成から5年以上経過したものについて、これまでのデザインを考慮しつつ、各コースずつデザインを更新しマップデザインを作成する。
6 ヘルピーストレッチ実演動画作成 (健康課 福岡)	ヘルピーストレッチ普及のために実演動画を作成する。	音声解説に合わせて学生等にヘルピーストレッチを実演してもらい、初めて行う人でも動画を見て真似ができるような動画を作成する

7	<p>地域でLGBTのAllyを増やす事業 (市民協働課 武田、裏見、池之内)</p>	<p>LGBT理解を促進し、地域のなかに支援者＝Allyを増やすことを目的とする。また、多様な性の理解促進を促し、地域内で支えあい、誰もが住みやすいまちづくりを進める。</p>	<p>地域でのLGBT理解を促進する講座、啓発資材の配布、交流会などを行う。</p>
8	<p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する新成人向け啓発物の作成 (市民協働課 武田、裏見、池之内)</p>	<p>「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立に関わる包括的な考え方であるリプロダクティブ・ヘルス/ライツについて啓発する。</p>	<p>新成人向けのパンフレット(リーフレット)デザインを作成する。 ※著作権は日進市に帰属し、データは市民協働課に引き渡していただきます。</p>
9	<p>デートDVに関する啓発物の作成 (市民協働課 武田、裏見、池之内)</p>	<p>10代後半～20代前半に向けてデートDVについて啓発する。</p>	<p>デートDVの防止啓発パンフレット(リーフレット)デザインを作成する。 ※著作権は日進市に帰属し、データは市民協働課に引き渡していただきます。</p>

本補助金は、すべての提案事業において大学、区・自治会といった地縁組織、市民活動団体、企業等の多様な主体の協働による事業実施を希望します。

問い合わせ先

日進市 市民生活部 市民協働課

TEL 0561-73-3194 FAX 0561-72-4603

MAIL kyoudou@city.nisshin.lg.jp